

「産前産後」国民年金保険料が免除

4月分からが対象

今年4月から、国民年金第1号被保険者が出産した際に、申請により産前産後の一定期間の国民年金保険料が免除される制度が始まりました。



◆保険料が免除される期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の保

◆産前産後の免除期間の例

	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
3月に出産		出産日	→ 保険料免除				
6月に出産予定				出産日	→ 保険料免除		
6月に多胎で出産予定				出産日	→ 保険料免除		

…産前産後期間

險料が免除されます。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間が免除されます(Ⅱ上表)。

※出産とは、妊娠85日(4か月)以上の出産を言い、死産、流産、早産された人を含みます。

◆対象

国民年金第1号被保険者で、出産日が平成31年2月1日以降の人

◆申請方法

出産予定日の6か月前から申請できます。

市役所1階市民課または野菜総合支所に所定の申請書を提出してください。申請書は、窓口に備え付けています。なお、出産前に申請する場合は、母子健康手帳をお持ちください。

◆市民課国保年金班

☎73・0086

国民年金保険料 16,410円に改定

平成31年度の国民年金保険料が月額1万6410円に改定されました。保険料は、納付書を使用する他に、便利な口座振替やクレジットカード納付(要申し込み)、電子納付でも納めることができます。

◆お得な前納制度

保険料をまとめて前払いすると割引になる「前納制度」があります。割引額は納付期間により異なります(Ⅱ左表)。この他、将来の年金額が増やせる「付加年金」や「国民年金基金」もあります。詳しくは左記までお問い合わせください。

◆前納期間と割引額

前納期間	前納額	割引額
2年前納 ※要申し込み	380,880円	14,520円
1年前納	193,420円	3,500円
6か月前納	97,660円	800円

※いずれも現金納付の場合。「2年前納」は32年度保険料を16,540円として算出しています。

54 問 佐原年金事務所 ☎0478・73・1442、市民課国保年金班 ☎73・0086

“婚活サポーター”をご利用ください

市では、婚活支援事業の一環として、婚活を行う皆さんをより一層支援する「婚活サポーター制度」を実施しています。婚活サポーターが皆さんの出会いを後押しします。ぜひ利用してみませんか。

皆さんの素敵な出会いのために、少しでもお役に立てれば幸いです。お気軽にご相談ください。



婚活サポーター 勝又 康之さん

婚活サポーターによる支援内容

- 出会いの創出 (異性のご紹介、お見合いセッティングなど)
- 婚活や結婚後の生活に関する相談やアドバイス など

◆利用方法

はじめに利用登録が必要です。所定の申請書にプロフィールなどの必要書類を添えて、市役所2階企画課まで提出してください。登録料は無料です。

あなたも婚活サポーターに

婚活サポーターとして活動していただける人(ボランティア)を募集しています。対象は、20歳以上の市民(既婚者)で、市が定める要件を満たす人です。

《問い合わせ先》
婚活サポーター制度の詳細は、下記までお問い合わせください。
企画課まちづくり戦略室
☎73-0081、✉k-senryaku@city.sosa.lg.jp

児童扶養手当・特別児童扶養手当

受給には申請が必要です

ひとり親家庭などで子どもを育てている人に「児童扶養手当」が、一定の障がいのある子どもを育てている人に「特別児童扶養手当」が支給されます。

手当を受けるには、父母または養育者からの申請が必要です。市役所1階福祉課または野栄総合支所で手続きをしてください。なお、すでに申請済みの人は、申請不要です。

◆手当の支給対象

▽児童扶養手当
この手当は、次の①～⑧のいずれかに該当する児童を監護している父または母、もしくは父

または母に代わってその児童を養育している人に支給されます。

- ① 父母が婚姻を解消した児童
 - ② 父または母が死亡した児童
 - ③ 父または母が重度（国民年金の障害等級1級程度）の障がいにある児童
 - ④ 父または母の生死が明らかでない児童
 - ⑤ 父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
 - ⑥ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
 - ⑦ 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
 - ⑧ 未婚の母の児童
- 手当は、児童が18歳に達した

愛称決定 子育て世代 母子保健型 包括支援センター

「なないろ」で 子育てをサポート



保健センター（健康管理課）への開設を進めてきた子育て世代包括支援センターの愛称が、「なないろ」に決定しました。

愛称は今年2月に一般募集を行い、計69件の応募作品の中から厳正な審査の結果、渡邊菜摘さん（登戸）の作品が選ばれました。

4月1日から「なないろ」で、妊娠期から子育て期までの総合相談窓口として、子育て世代をサポートしていきます。お気軽にご相談ください。

問 健康管理課 ☎73-1200

生涯学習センター

利用受け付けの開始日が変わります



今年7月1日から、生涯学習センターの利用申し込みの受け付け開始日を変更します。変更後は、市民からの申し込み受付期間が延長され、宿泊施設に市内・市外の別が設定されます。

▼利用申し込みが可能な期間

現在 6月30日（日）まで

- 市内居住者
利用日の2か月前
- 市外居住者
利用日の1か月前
- 民宿などの宿泊施設
利用日の3か月前

変更後 7月1日（月）から

- 市内居住者
利用日の4か月前
- 市外居住者
利用日の1か月前
- 民宿などの宿泊施設
【市内】利用日の4か月前
【市外】利用日の3か月前

問 生涯学習センター ☎67-1264

高齢者の移動支援に

タクシー利用券を交付します

市では、運転免許証を持たない高齢者に対して、タクシー利用料金の一部を助成する「地域交通利用券」（タクシー利用券）を交付します。

◆助成額

利用券は1枚500円分、1か月に付き3枚を交付します。交付枚数は申請のあった月により異なりますが、4月中の申請で最大36枚、総額1万8000円分になります。

◆申請方法

次の①②をお持ちになり、市役所1階環境生活課または野栄総合支所で手続きしてください。

- ① 後期高齢者医療被保険者証など対象者の氏名・住所・生年月日を確認できるもの
 - ② 印鑑
- 申請の際には、資格要件の確認のため、対象者本人の同意が必要で
- ※有効期間は平成32（2020）年3月末までです。

◆利用券取り扱いタクシー会社

- 匠瑳タクシー（株）
- （有）八日市場タクシー
- （有）ササト
- （有）干潟タクシー

問 環境生活課市民協働班

☎73・0088